

平成27年労第57号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC病院に採用され、看護師として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、C病院内の隔離病室において、防水性の予防衣を着用した上、長い布手袋とゴム手袋を二重に装着し、ゴーグル付きのマスクを付け、感染症患者（疥癬患者）の看護業務を行っていたところ、両下肢の脱力感と意識朦朧のため勤務を継続することができなくなったという。

請求人は、同日、C病院に受診し「熱中症、胸腰椎脊髄梗塞の疑い」と診断され、翌〇日には、D病院に転医し「脊髄梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、感染予防のため通気性のない予防衣を着た上、長い布手袋と二枚重ねのゴム手袋をはめ、さらにゴーグル付きのマスクを着用するといった特殊な環境の下、汗だくになりながら疥癬患者を看護し、発汗多量で脱水状態となったまま繰り返し労働したことで、疲労が蓄積するなど悪条件が重なったことから、平成〇年〇月〇日、本件疾病を発症した旨主張しているもので、以下検討する。

(2) 請求人は、「平成〇年〇月〇日、請求人の担当患者が疥癬にり患していたことがわかり、請求人自身も疥癬にり患していたため、同日から原則として、予防衣等を着用して看護業務に従事していた。」旨述べている。

C病院においては、疥癬患者への対応の標準予防策として通気性のない予防衣、手袋、マスクが用意されているところ、E医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「隔離患者の看護に際しては、予防衣・ゴム手袋・ゴーグル付きマスク着用は感染症のスタンダードプリコーションの観点からは標準的な装備であり、特殊な条件下での作業というわけではない。」旨の意見を述べていることからすると、決定書理由第2の2の(2)のウに説示しているとおおり、当審査会としても、請求人の作業環境が過酷なものであったとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、「疲労が蓄積した状況において、本件疾病発症当日に1人で

シート交換作業に従事した際、腰を折って、手を伸ばして無理な姿勢になり、背中に突っ張る痛みのような違和感が出たが、腰を伸ばしながら作業を続けた。シートを引っ張るとき、引っ張り損ねて尻もちをついた。」と述べているが、請求人が従事した作業は、その性質からみて長時間を要するものとは認め難く、腰や背中に強い負荷を与えるような過酷な作業であったものと認めることはできない。

- (3) 本件疾病発症前における請求人の労働時間についてみるに、決定書理由第2の2の(2)のウに説示しているとおおり、当審査会としても、本件疾病発症前に請求人が長時間労働に従事していたものとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、監督署長が本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数を16時間33分と認定したことに対し、「請求人が計算すると22時間33分であって6時間もの差がある。早出してする準備作業はサービス業務となり、労働時間に反映されていない。早く出勤し、遅く帰る毎日であった。」と述べるほか、請求人らは、本件公開審理において、従前からの疲労が蓄積した状況で業務に従事していた旨述べているが、請求人が示す時間外労働時間の計算根拠は明らかでないだけでなく、請求人らが主張する長時間労働の実態や疲労が蓄積していたとする状況を認めるに足りる証拠もないから、その主張は採用できない。

- (4) 本件疾病と業務との関係に関する医証についてみると、以下のとおりである。

ア F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、発症原因、機序については不詳であり、業務との医学的因果関係も不明である旨の意見を述べ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の本件疾病と業務との因果関係は乏しいものとする旨の意見を述べている。

イ H医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、「脊髄梗塞は明らかな危険因子がなく発症することが多い。請求人の場合も原因・機序の特定は困難だが、業務中の脱水傾向や体幹の急な前屈、捻転などの動作が発症に影響した可能性は否定できない。」との意見を述べ、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「MR Iにおいて第8／第9胸椎椎間板が第9胸椎椎体内に上部から軽度脱出しているシュモール結節像が認められ、本件疾病の原因として線維軟骨塞栓の可能性がある。請求人は本件疾病発症前日から無理な姿勢での1人作業があり、重い物を持つときなどのいきみ動

作も伴い、線維軟骨塞栓による脊髄梗塞の可能性がある。激しい背部の痛みが生じたときに脊髄梗塞の発症時と推定される。無理な姿勢やいきみ動作が直接的原因で発症するものではないが、誘因となった可能性は否定できない。」と意見している。他方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「今回の脊髄梗塞は、発症につながる可能性のある作業環境・作業を考慮しても、基礎疾患である糖尿病が大きく影響した可能性が大きいと判断される。」との意見を述べている。

ウ 上記ア及びイのとおり、F医師及びG医師は、本件疾病と業務との医学的因果関係を不明ないし否定しているところ、H医師及びI医師は、体幹の急な前屈、捻転などの無理な姿勢やいきみ動作が本件疾病の発症に影響した可能性は否定できないとしている。しかしながら、H医師及びI医師の意見はその可能性を示唆したものにすぎず、糖尿病が本件疾病の発症に影響した可能性が大きいとするE医師の意見を併せて勘案すると、本件疾病と業務による無理な姿勢やいきみ動作との間に明らかな医学的因果関係を認めることはできないものと判断する。

なお、請求人は、熱中症と脱水によってすべての症状が出ているのだと思い込んでいた旨述べて、熱中症にもり患していた旨主張し、J医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、ビニールの予防衣にて暑さを感じていたとのことで、うつ熱にあったものと思われる旨の意見を述べているが、I医師が、上記鑑定書において、高温環境下で大量発汗があり、脱水状態にあったことは想像できるが、血液検査の結果からみて、熱痙攣、熱虚脱、熱射病のいずれにも該当しないから、医学的な意味では熱中症を発症していたとは言えない旨の意見を述べていることからすると、請求人が熱中症にり患していたと確定診断されたものとは認められず、また、請求人が指摘する鑑定書の誤りもその内容が明確ではないから、当該主張は採用できない。

(5) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。